

会費に関する規則

平成 26 年 1 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 本規則は、一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会（以下、「当法人」という。）定款第 8 条の規定に基づき、社員総会において別に定める額の会費（以下、「会費」という。）を定めることを目的とする。

2 会費に関しては、定款その他別に定められるもののほか、本規則に定めるところによる。

(会費の種類及び額)

第 2 条 当法人の会員の種別ごとに会員が支払うべき会費の額は次のとおりとする。

(1) 正会員 入会金 金額 17,000 円

(2) 正会員 会費 年額金 4,000 円

(3) 特別会員 会費 年額金 0 円

(4) 賛助会員 会費 年額一口につき金 50,000 円 一口以上

2 当法人への入会の申し込みをする正会員は入会の申し込みと同時に、入会金と入会申し込み日の属する事業年度分の会費を支払わなければならない。

3 会費は毎年 3 月末日までに支払うのものとし、年の中途において入会した場合でも、会費の月割り計算はしないものとする。

(会費の免除・軽減)

第 3 条 正会員のうち、次の各号のいずれか一に該当する者は以降の会費の支払いを免除する。

(1) 当該事業年度開始の日に満 75 歳以上であり、過去 20 年間継続（東京薬科大学東薬会の会員であった期間を通算して計算するものとする。）して所定の会費を支払っていた者で、理事会で承認を得た者。

(2) 正会員のうち、当法人の定款第 6 条第 1 号に該当する大学院生で、理事会で承認を得た者。ただし、大学院在学中に限るものとする。

2 当該事業年度開始の日に夫婦で当法人の正会員となっている者は、理事会で承認を得た場合、次に定める会費の軽減を受けることができる。この場合、承認を得た正会員に対しては、当法人から送付すべき郵送物について一括して送付することができるものとする。

正会員一人につき金 1 千円（減額後の会費の額金 3 千円）

3 東京薬科大学で教職員となっている正会員は、理事会で承認を得た場合、在職中の期間において次に定める会費の軽減を受けることができる。

## 社員総会決議事項

正会員一人につき金1千円（減額後の会費の額金3千円）

（会費の返還）

第4条 会員は、中途退会や第4条に定める減免の承認のあったこと、等理由の如何を問わず、既に支払った会費の返還を請求することできない。

附 則

- 1 本規則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 本規則第1条第1項の規定に関わらず、当法人第1期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の会費については、東京薬科大学東薬会平成25年度会費を支払った者についてはその支払いを免除する。
- 3 本規則第1条第2項の規定に関わらず、東京薬科大学東薬会の正会員であった者は、入会金を免除する。